

平成14年5月7日（火）

中小会社における会計及び監査に関する意識について（中間報告）
中小会社会計等に関する実態調査分析結果（要約版）

日本公認会計士協会近畿会
中小会社活性化特別委員会

1. 開示に関する意識と実態（問2・問6・問7）

- 決算書の利用（複数回答）としては、確定申告（482社）・株主総会用（418社）の順で多く、商法で義務付けられている決算公告（153社）をあげた企業が予想外に少なかった。
- 実際の開示状況（複数回答）は、金融機関への決算報告（431社）がもっと多く、続いて株主への事業報告（361社）、株主総会添付資料（280社）の順で、官報への公告（108社）は少なかった。
- 外部開示への必要性も「必要と思わない」（132社 25%）「法的に強制されているので」（97社 19%）との消極的回答が、「必要と思う」（212社 41%）を上回っている。

以上から、中小会社の計算書類開示制度に係わる所轄官庁や関連団体による啓蒙活動と、開示が実態に応じて積極的に行われていくための開示ルールを見直す必要があると考える。

2. 会計基準適用に関する意識と実態（問3・問4）

- 採用している会計基準は、「できるだけ正しい会計基準」との回答が398社（76%）、「税法で認められている基準」の105社（20%）を大きく上回っている。
- また、新会計基準（連結・キャッシュ・フロー・退職給付・税効果・時価の各会計）を採用しているもしくは検討していると回答した企業が4割から5割を占めている。

以上から会計基準に対する認識度は高いものと考えられ、今後の課題として、①中小会社が認知している公正な会計基準のイメージの具体的な把握、②中小会社が実際に採用している会計基準と本来の会計基準のギャップの調査、③その上で、中小会社で適用すべき会計基準の確立を行う必要があると考える。

3. 外部監査に関する意識と実態（問8・問9・問10・問11）

- 監査の必要性に関する意識（複数回答）は、「必要と思わない」（117社）、「法的に強制されれば」（208社）等消極的意見が多数を占めるが、「積極的に受けるべき」と回答した企業も167社ある。

- 実際の利用状況（複数回答）は、「今後も受けない」（78 社）、「法的に強制されれば受ける」（197 社）等消極的意見が多い反面、既に外部監査を受けていると回答した企業が 170 社あり、回答のあった企業の 3 割以上が監査を受けていることになる。
- 監査を受けることによるベネフィット（複数回答）は、「計算書類を株主総会の承認事項から報告事項とする」と回答した企業が 153 社で、「借入利率の優遇・軽減」（160 社）他借入の優遇を望む声が多かった。
- これに対し、監査を受ける効果（複数回答）としては、「決算書の信頼性向上」（350 社）、「会計指導がしてもらえる」（221 社）、「社内の内部牽制」（192 社）が多くを占め、監査の基本機能（批判機能・指導機能）とのギャップは大きいといえる。

4. 監査費用と所要日数（問 12）

監査費用と所要日数に対する回答は、ともに最大と最小の幅が大きく監査業務コストに対する認識にバラツキがあることが伺える。

5. 統計学的分析結果

今回のアンケート結果を、神戸大学の須田一幸教授及び鈴木一水助教授両氏の協力を得てクロス分析を実施した結果、次の点が指摘できる。

- 新しい会計基準の採用とディスクロージャーに対する姿勢、及び外部監査の受容度は、「企業規模」と「株式公開の意向」ならびに「企業年齢」により決定される。
- 企業規模の変数としては、「資本金」よりも「売上高」のほうが望ましいと認められる項目も多くあった。

以上より、中小企業の会計基準とディスクロージャー規制および外部監査制度を設定するときには、従来のような資本金基準による画一的な規制ではなく、資本金に加えて、企業の売上高と株式公開の意向および企業年齢の若い企業の意識を考慮する必要がある。

以 上

なお、今回のアンケートは、大阪商工会議所と日本公認会計士協会近畿会中小会社活性化特別委員会の共同にて実施したが、アンケートの分析検討作業は日本公認会計士協会近畿会中小会社活性化特別委員会が行い、その結果に対する意見は同委員会の見解であることをお断りする。

問合わせ先：

日本公認会計士協会近畿会

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 2 丁目 4 番 11 号 クラボウアネックスビル 2F

電話 06-6271-0400